

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

弘前市長

## 公表日

令和6年3月11日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>・生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。</p> <p>①生活保護の実施に関する事務 ②生活保護の申請の受理、事実についての審査及びその申請に対する応答 ③職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務 ④生活保護の停止若しくは廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 ⑥進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 ⑦徴収金の徴収に関する事務</p> <p>・医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 上記②～④については、社会保険診療報酬支払基金へ委託する事務である。</p>
③システムの名称	生活保護システム、住民情報システム、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等

## 2. 特定個人情報ファイル名

生活保護受給者ファイル
-------------

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表一の15の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条(独自利用事務) ・番号法第9条第2項 ・弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例第4条第1項 別表第1の9の項</p>
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供】 情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち「生活保護関係情報」が含まれる項 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 【情報照会】 26の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会】 第19条</p> <p>(独自利用事務) ・番号法第19条9号 ・弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例第4条第1項 別表第1の9の項</p>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	弘前市役所 福祉部 生活福祉課 医療福祉係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-35-1114 FAX 0172-35-9040

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	評価実施機関における担当部署 所属長	生活福祉課長 境 浩司	生活福祉課長	事後	
令和1年6月26日	特定個人情報の請求先	弘前市役所 経営戦略部 法務契約課 文書・法規担当 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-35-1137 FAX 0172-35-7956	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956	事後	
令和1年6月26日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	弘前市役所 健康福祉部 生活福祉課 医療福祉係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-35-1114 FAX 0172-35-9040	弘前市役所 福祉部 生活福祉課 医療福祉係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-35-1114 FAX 0172-35-9040	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 時点日	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年3月11日	I-1-③システム名称	生活保護システム、福祉総合システム、住民情報システム	生活保護システム、福祉総合システム、住民情報システム、中間サーバ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月11日	I-4-②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> <li>・別表第二「都道府県知事等」の項のうち「生活保護」関係の情報が含まれる項</li> </ul>	<p>1.番号法第19条第7号及び別表第二 【情報提供】 情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち「生活保護関係情報」が含まれる項 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 【情報照会】 26の項</p> <p>2.行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会】 第19条</p>	事後	
令和3年3月11日	II-1、2 時点日	平成31年4月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	I-4-②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号及び別表第二 【情報提供】 情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち「生活保護関係情報」が含まれる項 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 【情報照会】 26の項</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会】 第19条</p>	<p>1. 番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供】 情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち「生活保護関係情報」が含まれる項 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 【情報照会】 26の項</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会】 第19条</p>	事後	
令和3年12月20日	II-1、2 時点日	令和3年1月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月17日	I-1-② 事務の概要	<p>生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の実施に関する事務</li> <li>生活保護の申請の受理、事実についての審査及びその申請に対する応答</li> <li>職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務</li> <li>生活保護の停止若しくは廃止に関する事務</li> <li>就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答</li> <li>進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答</li> <li>徴収金の徴収に関する事務</li> </ul>	<p>生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の実施に関する事務</li> <li>生活保護の申請の受理、事実についての審査及びその申請に対する応答</li> <li>職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務</li> <li>生活保護の停止若しくは廃止に関する事務</li> <li>就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答</li> <li>進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答</li> <li>徴収金の徴収に関する事務・公金受取口座情報の照会に関する事務</li> </ul>	事後	
令和5年2月17日	I-4-②法令上の根拠	<p>1.番号法第19条第8号及び別表第二【情報提供】            情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち「生活保護関係情報」が含まれる項            9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項            【情報照会】            26の項</p> <p>2.行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供】            第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3            【情報照会】            第19条</p>	<p>1.番号法第19条第8号及び別表第二【情報提供】            情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち「生活保護関係情報」が含まれる項            9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項            【情報照会】            26の項</p> <p>2.行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令【情報提供】            第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3            【情報照会】            第19条</p>	事後	
令和5年2月17日	II-1、2 時点日	令和3年11月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	I-1-② 事務の概要	<p>生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護の実施に関する事務</li> <li>・生活保護の申請の受理、事実についての審査及びその申請に対する応答</li> <li>・職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務</li> <li>・生活保護の停止若しくは廃止に関する事務</li> <li>・就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答</li> <li>・進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答</li> <li>・徴収金の徴収に関する事務</li> <li>・公金受取口座情報の照会に関する事務</li> </ul>	<p>・生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①生活保護の実施に関する事務</li> <li>②生活保護の申請の受理、事実についての審査及びその申請に対する応答</li> <li>③職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務</li> <li>④生活保護の停止若しくは廃止に関する事務</li> <li>⑤就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答</li> <li>⑥進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答</li> <li>⑦徴収金の徴収に関する事務</li> </ol> <p>・医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報連携</li> <li>②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務</li> <li>③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務</li> <li>④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</li> </ol> <p>上記②～④については、社会保険診療報酬支払基金へ委託する事務である。</p>	事前	事務追加に伴う修正
令和6年3月11日	I-1-③ システムの名称	生活保護システム、福祉総合システム、住民情報システム、中間サーバー	生活保護システム、住民情報システム、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	事務追加に伴う修正
令和6年3月11日	I-2 特定個人情報ファイル名	生活保護被保護者ファイル、住民情報ファイル、税・事業関係ファイル、介護保険受給者ファイル	生活保護受給者ファイル	事後	定期見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表一の15の項</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条各号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表一の15の項</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条(独自利用事務)</li> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・弘前市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例第4条第1項別表第1の9の項</li> </ul>	事前	条例改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	I-4-②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供】 情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち「生活保護関係情報」が含まれる項 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 【情報照会】 26の項</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会】 第19条</p>	<p>1. 番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供】 情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち「生活保護関係情報」が含まれる項 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 【情報照会】 26の項</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会】 第19条</p> <p>(独自利用事務) ・番号法第19条9号 ・弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例第4条第1項別表第1の9の項</p>	事前	条例改正に伴う修正
令和6年3月11日	II-1、2 時点日	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年3月11日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【○】委託しない (リスク対策)記載なし	【 】委託しない (リスク対策)【十分である】	事前	法改正に伴う修正